

動意の必要ない。 要員を募集します!

燕市では、市民と行政の協働のまちづくりをめざす新しいまちづくりのシステムとして「(仮称) まちづくり 基本条例」の制定に向けた取り組みを行っています。

まちづくり基本条例は、「まちづくりの理念や情報の共有」「まちづくりの各主体の役割や責務」「市政への市民参画の手続き」など、まちづくりの基本となる仕組みやルールを定め、その基本ルールをまちづくりに関わるすべての人が共有して、みんなでまちづくりを進めていくための条例です。

この「まちづくり基本条例の素案」や「市民と行政との協働のまちづくり」についての具体的な検討を行う 『燕市まちづくり基本条例市民検討会議』を設置しますので、検討に参加していただける委員の皆さんを募集 します。

まちづくり基本条例市民検討会議は、公募委員(30人以内)と市職員(10人)で組織し、「燕市のまちづくりを進めていくうえで大切にすること」や「燕市のまちづくりを進めていくうえでルール化すべきこと」などを自由に話し合っていただきながら、市民検討会議の意見を条例づくりに反映します。

まちづくりに関心のある人やこれからの燕市を担う若い人たちからの応募を心よりお待ちしています。 「わたしたちのまち 燕」のことを一緒に考えてみませんか。



お問い合わせ 燕市役所吉田庁舎 企画調整部 企画政策課

TEL:0256-92-2111(内線 243) FAX:0256-92-2110

メールアドレス kikaku@city.tsubame.niigata.jp

市のホームページはこちら http://www.city.tsubame.niigata.jp

募集要項

- ◆募集人数 30人
- ◆応募資格 次の条件を満たす方
- ・市内に在住または在勤していること
- ・国または地方公共団体の議員、職員でないこと
- ・まちづくりに関心があること
- ◆任期 (仮称) まちづくり基本条例素案の策定期間 (平成21年5月から2年間を予定)
- ◆会議の時間帯等 毎月1回程度、休日に開催し、1回 の会議時間は2時間程度を予定しています。

なお、委員の皆さんの話し合いで開催していきたいと考えていますので、時間帯等が変更になる場合があります。

- ◆報酬 年額10,000円を支給します。 (1年に満たない場合は月割)
- ◆応募方法 所定の応募用紙に必要事項を記入の上、 持参、郵送またはFAXでご応募ください。なお、応 募書類は返却しません。
- ◆応募用紙 応募用紙は企画政策課(吉田庁舎)、 燕サービスセンター、分水サービスセンターに用意 してあります。また市のホームページからもダウン ロードできます。

- **◆応募期限** 5月15日(金)
- ◆選考方法 委員の選考は書類により審査します。 ただし、広く市民の意見が反映できるよう、委員 の構成については年代、性別などのバランスに配慮 します。
- ◆その他 ご応募いただいた人の氏名、その他個人情報については、燕市個人情報保護条例に基づき適切に取り扱います。

◆応募先

〔郵送〕

〒959-0295

燕市吉田日之出町1番1号(吉田庁舎) 燕市企画調整部 企画政策課 宛

〔持参〕

企画政策課 協働のまちづくりグループ

(FAX)

0256-92-2110 (企画政策課 宛)

●応募用紙は、市のホームページからもダウンロードできます。アドレスはこちら。

http://www.city.tsubame.niigata.jp

まちづくり基本 条例って何のこと?

自分たちのまち の情報をもっと 教えて! みんなで参加して、話し合うこ とが大切だね! 条例ができると 何が変わるのか な?

どうして条例が 必要なの? まちづくりに参 加するにはどう したらいいの?

まちづくりの主 役は誰なの? もっと自分たち の意見が言える 場がほしいよね!

~まちづくりのル^ ールって何を定 ぬればいいの? ~



燕市まちづくり基本条例市民検討会議委員応募用紙

〔企画調整部企画政策課 宛〕

ふりがな 氏 名				 性別	男・女
生年月日		年	月	(年齢	歳)
住 所	〒 −				
連 絡 先 ※携帯・FAX・メ ールアドレスは任意	電話(自宅) 携 帯 電 話 ファクス 電子メール				
職業・勤務先等					
まちづくりに関する 主 な 活 動 状 況 (履歴)役職など					
応募の理由					
まちづくりに 対するご意見、 ご提言など					

※氏名その他の個人情報は、燕市個人情報保護条例に基づき適切に取り扱います。